



アフリカの民主化プロセスにおける国民会議の意義 ： 市民社会論の視座から

岩田, 拓夫

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2003-03-31

(Date of Publication)

2013-03-29

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2736

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002736>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 23 】

氏名・(本籍) 岩田 拓夫 (大阪府)

博士の専攻分野の名称 博士(政治学)

学位記番号 博い第18号

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位授与の日付 平成15年3月31日

【 学位論文題目 】

アフリカの民主化プロセスにおける国民会議の意義
:市民社会論の視座から

審査委員

主査 教授 松下 洋
教授 片山 裕
教授 高橋 基樹

論文内容の要旨

本論文は1990年代にアフリカ諸国を席卷した民主化プロセスを市民社会論の視点から考察した学術的にも優れた論文である。アフリカ諸国は、ハンチントンのいう「民主化の第三の波」の一環として、1990年代のはじめから相次いで民主化を実現したが、期待したような複数政党制への移行をもたらすには至らなかった。独立以来、軍事クーデターが多発し、権威主義的な政権が繰返されてきたアフリカ諸国では、1990年代の民主化プロセスは独立に次ぐ「第二の解放」とも表現されて期待を集めたにもかかわらず、現在では多くの国々が民主化の停滞、もしくは頓挫を余儀なくされている。複数政党制の形骸化、権威主義体制への回帰、さらには軍事クーデターや内戦への逆戻りといった現象が多くの国で起こっているのが実状である。では、何故アフリカでは民主化が順調に進展しないのか。それは、いかなる理由によるのであろうか。筆者の問題関心はこの点にあるといつてよいであろう。

もちろん、この問いには様々な答えがありうるであろうが、筆者が注目するのは国家の脆弱性という事実である。すなわち、アフリカの民主化は、1980年代に起こったラテンアメリカの民主化とは異なり、軍と政治エリートとの合意によって「上から」もたらされたのではなく、「下から」なし崩し的に進行したという特徴があった。この過程において、これまで政治主体として認識されてこなかった社会勢力がその影響力を増大させたが、こうした事態に対して、国家は十分に抵抗できなかった。このことは、アフリカの民主化分析において市民社会概念が重要性を持つことを示唆している。しかも、市民社会概念は、アフリカの国内政治を分析する糸口を与えてくれるだけでなく、国際機関による援助政策を理解するうえでも有益である。それは、援助の目的のひとつがグローバル市民社会の拡大におかれているからである。つまり、国内政治と国際関係の両面において市民社会概念が重要性を高めているのである。こうしたことが、市民社会を軸としたアフリカ民主化研究を筆者に思い立たせた背景といえよう。

ただし、市民社会という概念は多様であり、論者によってその意味合いはかなり異なりうる。この点を知悉する筆者は、多くの論者に共通する最大公約数の概念として市民社会の定義として「政治化した社会」を採用している。その際筆者の念頭にあるのは、ラテンアメリカの民主化論を説明するためにステパンが案出した「国家、政治社会、市民社会」という区分である。この枠組みをアフリカ民主化過程に適用すると、政治社会がほとんど存在しないアフリカでは「政治化した社会」（市民社会）と国家だけが残ることになる。従って、市民社会が強大となれば、国家が弱体化し、政治的不安定に陥るのは当然といえよう。

市民社会をこのように把握した場合、市民社会の成長は必ずしも手放して喜べないことになる。実際、筆者が指摘している重要なポイントは、民主化後に拡大した市民社会が複数政党制を基盤とした政治社会へと成長し得ないでいることなのである。筆者はそれを「市

民社会の制度化」の遅れとして捉えている。では、何故アフリカでは「市民社会の制度化」が進まないのであろうか。この点を明らかにするために、筆者はトーゴの国民会議に注目する。トーゴは筆者が長年フィールドとしてきた国であるだけでなく、市民社会の台頭によって開催された国民会議が挫折を余儀なくされ、市民社会の制度化の困難さを示す好例だからである。しかも、国民会議の挫折はトーゴのみに見られる現象ではなかった。とすれば、トーゴの国民会議の分析を通して、アフリカにおける市民社会のかかえる問題点を浮き彫りにすることができるはずである。博士論文のタイトルの中に「国民会議」が明記されているのは、こうした文脈によるのである。

さらに、市民社会の拡大を楽観視しない筆者の立場は、民主主義の前提条件として市民社会の成長を重視する欧米に一般的な見方とは異なっている。筆者は市民社会の成長を民主主義の前提とする見方を「通例の市民社会論」と規定し、自らの立場を「非通例の市民社会論」と命名している。約言すれば、博士論文は「非通例の市民社会論」の視座から、アフリカの民主化研究を企図したものといつてよいであろう。論文は序章と終章を含め9章から構成されており、総頁数は230頁である。末尾には232頁から290頁に膨大な参考文献が添付されている他、299頁から409頁に亘って、アフリカとトーゴの地図、略語一覧、トーゴの国民会議召集合意文書など12点の参考資料が付け加えられている。

ここで、筆者について一言しておこう。筆者は91年に関西学院大学法学部政治学科に入学し、在学中にセネガルの日本大使館で派遣員として勤務していた。このときの経験がアフリカ研究を志させる決定的なきっかけを与えたといつてよいだろう。97年に関西学院大学を卒業後神戸大学大学院国際協力研究科博士前期課程に入学し、アフリカ政治研究を本格化させた。修士論文は「トーゴの民主化:市民社会の視点から」であった。博士後期課程に進学後は、フランスのボルドー大学政治学院に留学しただけでなく、トーゴにも何度も足を運び、資料収集に努める傍ら、フランスや現地アフリカの研究者との交流を深めてきた。

大学院在籍中に特筆に値するのは、日本語と仏語で数多くの論考を発表してきたことであり、主なものとしては以下のものがある。

「アフリカ政治研究における「市民社会」概念の検討〜F、バヤールの議論から〜」『政経研究』第73号（1999年11月）。

「アフリカの民主化移行における国民会議の意味と役割：トーゴの事例から」『政治経済史学』第406号（2000年6月）。

“La conférence nationale souveraine et la démocratisation au Togo: du point de vue de la société civile,” *Africa Development* (Dakar), Vol. XXV. Nos.3 & 4, 2000.

「アフリカの民主化プロセスにおける政党の役割：トーゴ共和国の事例から」『アジア・アフリカ研究』アジア・アフリカ研究所、第42巻、第3号（2002年）。

なお、2002年11月21日には「アフリカの民主化プロセスにおける政党の役割：トーゴ共和国の事例から」で博士論文提出資格審査の口述試験を受け、同年12月4日の国際協力研究科教授会において合格が承認されている。

これら一連の論文タイトルが物語っているように、筆者の主たる関心はアフリカにおける市民社会の意義であり、フィールドとしてはトーゴを中心とするフランス語圏アフリカである。以下、博士論文の要旨を章毎に紹介する。

序章ではすでに述べた本論文の趣旨および用語の説明がなされている。なかでも、市民社会論の系譜が手際よく説明されており、筆者の成長の跡を窺わせる。

第1章では、アフリカの民主化分析アプローチの系譜を検討している。そして、いわゆる手続き的民主主義が根付きにくいアフリカの政治的現実を背景に、研究の中心が手続き的民主主義論から市民社会論へと移行していったことを明らかにしている。ただし、最初に登場した市民社会論は国家から自立的で、国家に抵抗する存在としての市民を想定したものであった。これは上述した「通例の市民社会論」に相当すると見てよいであろう。しかしながら、それに異を唱える筆者は、国家と市民社会ともに脆弱なアフリカでは、両者を二項対立的に捉えるのは適切ではなく、むしろ、市民社会が国家に正統性を与えたり、また、国家に取り込まれたりする融合系として見るべきだと主張している。この点も極めて重要な指摘といえよう。

第2章では、アフリカにおける市民社会概念を国家との関係を中心に検討している。まず、代表的な西欧近代の市民社会概念を紹介し、次いで現代アフリカ政治研究における主要な論者の見解を整理している。こうした作業を踏まえて、「通例の市民社会論」とそれに対する批判的な立場の双方に大きな影響を与えてきたJ-F.パヤールの議論の意義を論じている。

第3章では、トーゴで1967年1月にエヤデマ中將が二度目のクーデターを成功させ、個人独裁体制が確立されたプロセスを明らかにしている。しかし、警石に思えたエヤデマ体制も90年代に入ると市民グループの台頭に抗し切れずに、91年7月には国民会議の招集を余儀なくされ、民主化移行政府の成立に伴って、エヤデマの権力が大幅に縮小された。ところが、その後、市民グループ間の対立が激化し、民主化移行政府内でも首相と軍部との軋轢が深まったことなどから、民主化移行政府は失敗に終わった。このことは、トーゴにおける「市民社会の制度化」の失敗を物語るものであった。

第4章では、国民会議召集によって民主化移行が開始された8カ国（ベナン、ガボン、コンゴ、トーゴ、マリ、ニジェール、ザイール、チャド）について、国民会議の主権の実効性、社会組織との関係、非排除性、団結性という4つの要素による比較分析を試みている。これら四つの要素はいずれも「市民社会の制度化」にかかわる要素とされ、とくに前二者は、政治機構との関連が深く、後二者は政治行動との関わりが強い要素である。これらの変数が各国でどのような状況にあるかを見ることによって、国民会議が「市民社会の

制度化」にどの程度貢献したかを測定しようというのがこの章の主な狙いとなっている。そして、上記8カ国について比較したところ、短期的に見ると、国民会議が民主化に役立った国は余りなく、国民会議の主権が保障され、民主主義が堅持されたベナンが唯一の例外だったという。さらに、国によっては、国民会議が政治的不安定や権威主義への回帰を促す場合もあったことを明らかにしている。ただし、いずれの国においても国民会議が民主化の前提となる政治意識の覚醒をもたらした意義は大きいとしている。

第5章では、トーゴにおいて民主化運動の進展に大きな役割を果たしたとされる人権組織が実際に民主化といかなる関わりをもったかを分析している。その結果として、トーゴ人権連盟(LTDH)が国民会議召集前までは市民社会のネットワーク形成を通して民主主義の進展に貢献したが、エヤデマ大統領の権力回復に伴い、政治からの撤退と中立的立場へと方向転換を余儀なくされた、としている。このことも市民社会の弱さを物語る一例であった。

第6章では、国民会議をめぐる展開されたトーゴの民主化プロセスにおける政党の役割を、革新連合戦線(FAR)を母体として結成された革新行動委員会(CAR)を中心に検討している。野党グループは、1991年当時エヤデマを退陣に追い込む絶好のチャンスを手にしてにもかかわらず、内部で対立を繰返し、また、将来の国づくりに関する政党としての明確なビジョンを欠いたために、エヤデマ大統領を逆に立ち直らせるきっかけを与えてしまった。この結果、政党は市民社会から支持を失い、政党自体が弱体化し、指導力を低下させた。ここにトーゴで「市民社会の制度化」が進まなかった大きな原因があったのである。

第7章では、1990年代の国際金融機関による援助政策とアフリカにおける市民社会論との関連を議論している。国際金融機関が市民社会のグローバル化を推進しようとしたのは、それが市場経済への移行を促進し国家の役割を低下させることに資すると見たからであった。その意味において、いわゆるグローバル市民社会論は、「通例の市民社会論」以上にリベラルな性格をもっている。とすれば、イデオロギーとしての市民社会論が国際金融機関を通してアフリカに導入されたとしても、それが地域の文脈と歴史性を無視している限り、地域の民主主義の進展には結びつかないし、グローバル市民社会の推進者が期待するような民主的な政治意識を定着させることにもならないであろう。加えて、国際機関の援助は非政治的で中立的な組織に重点を置く傾向があり、その意味でも援助が国民の政治的覚醒には役立っていないと結論づけている。

終章では、いままでの分析を整理し、民主化プロセスにおける国民会議の役割、市民社会概念などを再検討している。そして、市民社会の結集の場としての国民会議が国民の政治的覚醒を促したことを評価しつつも、それが政治参加と政治的高揚を加速して政治を不安定化させたこと、さらに、場合によっては、不安定化を阻止するために、排除と暴力といった強硬手段がとられることを指摘している。このことは、市民社会を国家から自立し、民主化を促進する組織を見る「通例の市民社会論」がアフリカでは適用しにくいことを物

語っているといえよう。と同時に、こうした事例が筆者のいう「市民社会の制度化」の難しさを示す好例とされる。

以上が論文内容の要旨と若干のコメントである。

論文審査結果の要旨

本論文は市民社会論という枠組みからアフリカの民主化プロセスにアプローチした画期的な博士論文とあってよいであろう。

そう考える第一の理由は、冒頭から結論に至るまで、首尾一貫して市民社会論という枠組みに依拠した論述が展開され、全体として極めて密度の濃い論文となっていることである。1990年代のアフリカの民主化という複雑な事象を一つの枠組みで裁断し、多くの問題点を浮き彫りにしたことは、筆者の論文構想力が並々ならぬものであることを示しているように思われる。

第二に、理論的なアフリカ政治研究として高く評価できる面を多々含んでいることである。なかでも、いわゆる市民社会論を「通例の市民社会論」と「非通例の市民社会論」に峻別する方法は一般理論と地域の現実との溝を埋めるひとつの方法として興味深いものがある。それは次のような意味においてである。もともと市民社会論、あるいは筆者のいう「通例の市民社会論」は、国家と市民社会との二項対立を軸とするヨーロッパ社会から抽出された概念であり、それをそのままアフリカ社会に適用するには細心の注意を要する。そこで、一部の論者が主張するように、適用すべきでないとするのもひとつの方法であろう。これに対して、筆者は全面的に拒否するのではなく、地域の個性を考慮に入れた市民社会論の修正を試みている。それが、アフリカの特質を国家と社会との融合性に求める「非通例の市民社会論」であり、「通例の市民社会論」よりもアフリカにより適用され易い枠組みであることは明らかである。つまり、「非通例の市民社会論」は、一般理論とアフリカの現実との距離を縮め、両者を架橋する試みとも言いえるのである。勿論、アフリカ政治研究で、市民社会論の修正を図ったのは筆者が初めてではなかった。ただし、「通例」と「非通例」の市民社会論という枠組みを設定し、後者の立場から国民会議の分析を試みたのは筆者の独創とあってよいだろう。つまり、「非通例の市民社会論」というカテゴリーを設けたことで、筆者はアフリカの国民会議の分析に、ひいては民主化の理解に新たな息吹を与えることに成功したのである。

理論面で注目される今ひとつの論点は、「市民社会の制度化」という概念である。筆者はこの概念を分析概念とするために、4つの指標を用いて制度化の進展度の測定を試みている（詳しくは第4章で詳述されている）。すなわち、国民会議の主権の実効性、社会組織との関係、非排除性、団結性という指標がそれである。こうした指標のとり方に疑問を提起することも可能だろうが、着想が極めて独創的で斬新であるだけでなく、四つの指標に基づく8カ国の比較分析は心憎いほど巧みにできている。しかも、「市民社会の制度化」を上記の四指標によって見るという筆者の発想は、おそらく単にアフリカ研究に資するだけでなく、他の発展途上地域の分析にも有効ではないかと思われる。

第三に、本論文は実証的な研究という面でも優れている。なかでも、トーゴの諸政党の動向に関しては非常に詳細な調査を行っている。近々フランスで発刊されるアフリカに関

する著書のなかで、トーゴの政党に関する章の執筆を依頼されていることは実証的にも手堅いその研究が国際的に評価されたことを示すものであろう。

第四に本論文がアフリカの内政だけでなく、国際金融機関との関係など、地域の国際関係をも視野において分析していることである。とくに、国際機関によって提起されたグローバル市民社会論がアフリカの政治発展を阻害するとの主張は、筆者の市民社会論の射程の広さを示すものであると同時に、政策的なインプリケーションとしても重要な意味を持つものと思われる。

このように、本論文は理論的にも実証面でもまた政策的インプリケーションという点でも意義ある論考であり、博士論文としても出色の出来とあってよいであろう。

もっとも、本論文にも注文をつけたい面があることは否定できない。そのひとつは、「通例の市民社会論」と「非通例の市民社会論」という区分に関わる疑問である。すでに見たように、「非通例の市民社会論」はヨーロッパに起源をもつ「通例の市民社会論」をアフリカ政治の現実に当てはめるうえで有意義な修正であることはすでに述べたが、では実際の分析において、両者はどのように違う研究結果をもたらすものなのか。本論文では国民会議が重要な研究テーマとなっているが、ふたつの「市民社会論」が国民会議の分析において実際どのように異なるのかを示してくれたならば、筆者の依拠する「非通例の市民社会論」の意義がより明瞭になったであろう。

第二に記述上の問題点として内容的に重複する箇所が散見されることである。これは、丁寧な説明を心がける筆者の方法の産物かもしれないが、今後はスマートな記述をすることにも心を配って欲しいものである。

もちろん、これらの点はすでに触れた本論文の価値をなんら貶めるものでないし、全体として本論文が優れたものであることは改めて指摘するまでもないであろう。

以上の理由から、本審査委員会は全員一致して、本論文の提出者が博士（政治学）の学位を授与されるにふさわしい資格を十分備えていると判断し、審査の結果を合格とするものである。

2003年3月5日

主査

教授
教授
教授

松下 洋
片山 裕
高橋 基樹